

奈良県告示第二百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、笹堂土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和四年十一月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	吉川 祐司	葛城市笹堂二五七―一
〃	吉川 弘孝	〃 一一―二
〃	西井 義次	〃 六一―
〃	西岡 秀信	〃 四四九―一
〃	高橋 靖	〃 五二五
〃	高橋 三夫	〃 二四九―三
〃	森川 元嗣	〃 二二〇
監事	堀川 雅樹	〃 五七二
〃	小走 善宜	〃 五六〇―一
〃	杉本 博教	〃 四八〇

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	吉川 弘孝	葛城市笹堂一一―二
〃	吉川 祐司	〃 二五七―一
〃	西井 義次	〃 六一―
〃	西岡 秀信	〃 四四九―一
〃	高橋 靖	〃 五二五
〃	高橋 三夫	〃 二四九―三
〃	高橋 政博	〃 三一―
監事	堀川 雅樹	〃 五七二
〃	小走 善宣	〃 五六〇―一
〃	杉本 博教	〃 四八〇